

改正案	現行
<p>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等）</p> <p>第三十条の二 略</p> <p>2 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>3 6 略</p> <p>（深夜外出の制限）</p> <p>第三十二条 略</p> <p>2 保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、何人も、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。</p> <p>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</p> <p>第三十四条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第</p>	<p>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等）</p> <p>第三十条の二 略</p> <p>2 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録（以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>3 6 略</p> <p>（深夜外出の制限）</p> <p>第三十二条 略</p> <p>2 保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、何人も、深夜に青少年を同伴して外出してはならない。</p>

改正案

五十二号) 第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。) の提供を求めてはならない。

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第三十五条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又は入れ墨を受けることを勧誘し、若しくは周旋してはならない。

(罰則)

第四十二条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の規定に違反して、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又は入れ墨を受けることを勧誘し、若しくは周旋した者

二 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 七 略

八 第三十二条第二項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

九及び十 略

十一 第三十四条の二の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償

現行

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第三十五条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、又は入れ墨を受けることを強要し、勧誘し、若しくは周旋してはならない。

(罰則)

第四十二条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の規定に違反して、青少年に対し、入れ墨を施し、又は入れ墨を受けることを強要し、勧誘し、若しくは周旋した者

二 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 七 略

八及び九 略

	<p>改 正 案</p>
<p>5 略</p> <p>三 及び四 略</p>	<p>現 行</p>

を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、十
万
円以下の罰金又は科料に処する。
一及び二 略

三|及び四|
略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、十
万
円以下の罰金又は科料に処する。
一及び二 略

三|第三十二条第二項の規定に違反して青少
年を同伴して外出した者

四|及び五|
略

5
略